

令和3年度農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積  
(別段の面積)の設定について

農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定により、下記のとおり別段の面積を定めることについて審議を求める。

令和3年3月25日提出

登米市農業委員会  
会長 高橋 清 範

記

1. 農地法施行規則第17条第1項の適用

| 設定区域                 | 別段の面積  |
|----------------------|--------|
| 登米市のうち登米町・<br>東和町の区域 | 40 アール |
| 登米市のうち津山町の区域         | 30 アール |

2. 農地法施行規則第17条第2項の適用

| 設定区域  | 別段の面積   |
|---|---------|
| 空き家に付属した農地<br>(登米市空き家に付属した農地の<br>別段の面積取扱規程により農業<br>委員会が指定した農地に限る) | 0.01アール |